

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ハ）（不況業種） の規定による認定申請について

1 認定条件

円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる中小企業者。

※ 「最近1ヵ月の売上高」

認定申請する月の前月から6か月の任意の月を起算月とします。

※ 以下①から③のいずれかを満たすこと。

ハ一① 企業全体の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること。

ハ一② 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の売上高等の減少が前年同月比で10%以上減少していること。かつ、主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の売上高等の見込みが前年同期比で10%以上減少していること。

ハ一③ 指定業種の最近1か月の売上高等が前年同月比で減少等していること。かつ、企業全体の最近1か月の前年同月の売上高等に対する、指定業種の減少額等の割合が10%以上であること。かつ、企業全体の最近1か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少していること。かつ、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の指定業種の売上高等が前年同期比で減少等することが見込まれること。かつ、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対する、指定業種の減少額等の見込みの割合が10%以上であること。かつ、最近1か月の後の2か月を含む3か月の企業全体の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。

2 尾張旭市に申請できる事業者

- (1) 法人 商業登記簿謄本に記載されている本店所在地、又は主たる事業所が市内の事業者
- (2) 個人 営業所の所在地が市内の事業者（単なる個人の住居では不可）

3 認定に必要な書類

個人	法人	項 目
○	○	認定申請書〔様式第5（ハ）-①または（ハ）-②または（ハ）-③〕 2通
○	○	実印
○	○	申請書添付資料（ハ）-①または（ハ）-②または（ハ）-③ 1通
○	○	最近1ヵ月及び前年同期の売上高を証明できる書類（試算表、売上帳等の写し） その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高及び前年同期の売上高が証明できる書類
△	△	業種ごとの売上高が確認できる書類（複数の業種を営む事業者のみ）
○		確定申告書（写し：貸借対照表、損益計算書も添付）
	○	決算報告書（写し）
	○	商業登記簿謄本（写し：申請日から3か月以内のもの）

○	○	許認可証（写し：許認可等を要する業種を営む事業者は添付）
○	○	理由書

※上記以外にも、認定に必要と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

※複数の業種（指定業種と非指定業種を兼業）を営む事業者については、業種ごとの売上高を確認できる書類を添付してください。

※代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。

※認定書は、後日交付します。その際には、必ず実印をお持ちください。

4 問い合わせ先

尾張旭市役所 市民生活部 産業課 商工係

電話 0561-76-8132（直通）